

畜舎立地基盤整備事業

～畜舎再建時に必要となる整地に係る費用を補助します～

能登半島地震による被害が甚大な施設の復旧を後押しするため、**基盤整備費のうち、整地に要する費用の一部を支援**します。

補助対象者

令和6年1月1日の能登半島地震により、**畜舎が被害を受け、畜舎を再建する畜産経営体**

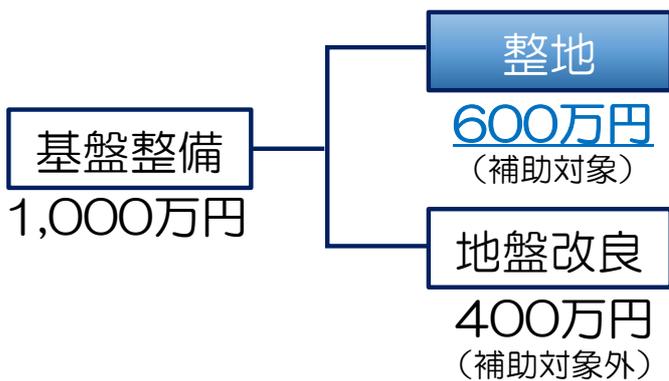
補助率等

- 補助率：1 / 2以内
- 補助上限額：1,500万円以内
- 基準事業費：10,000円 / m²以内
- 対象面積：被害を受けた既存畜舎の2倍以内

支援の内容

基盤整備のうち、**整地が補助対象**

※整地、地盤改良の作業内容は裏面参照



対象面積：300m² × 2 = 600m²以内

補助金額：300万円
(600万円 × 1 / 2)

支援の流れ



基盤整備とは、建物を建築できるように土地を整備することをいい、**整地**と**地盤改良**に分けられる。

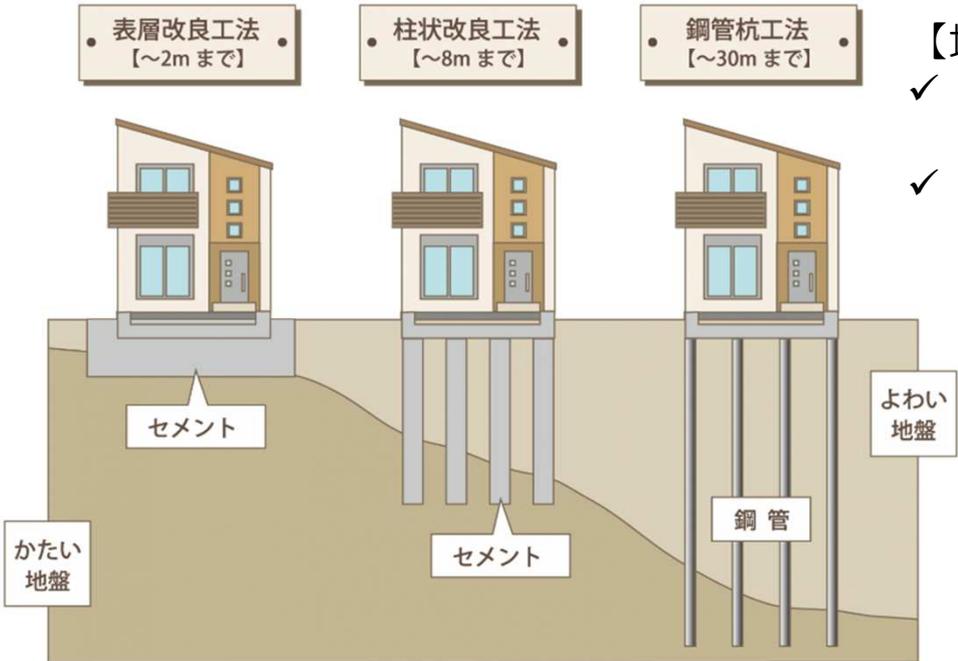
整地とは？

樹木の伐採・伐根をした上で、盛土・切土等による土地の平坦化、転圧による踏み固め等により、建物を建築するための土台を整備する工事のこと。



地盤改良とは？

地盤がどのくらいの重さに耐えられるかという強さを地耐力といい、土地の地耐力に応じて、地盤を強化し、土地が長期的に建物の荷重に耐えられるようにする工事のこと。



- 【地盤を強化する手法】
- ✓ 固化材（セメント等）を流し込んで固める
 - ✓ 杭を打つ